条例手続きのフロー

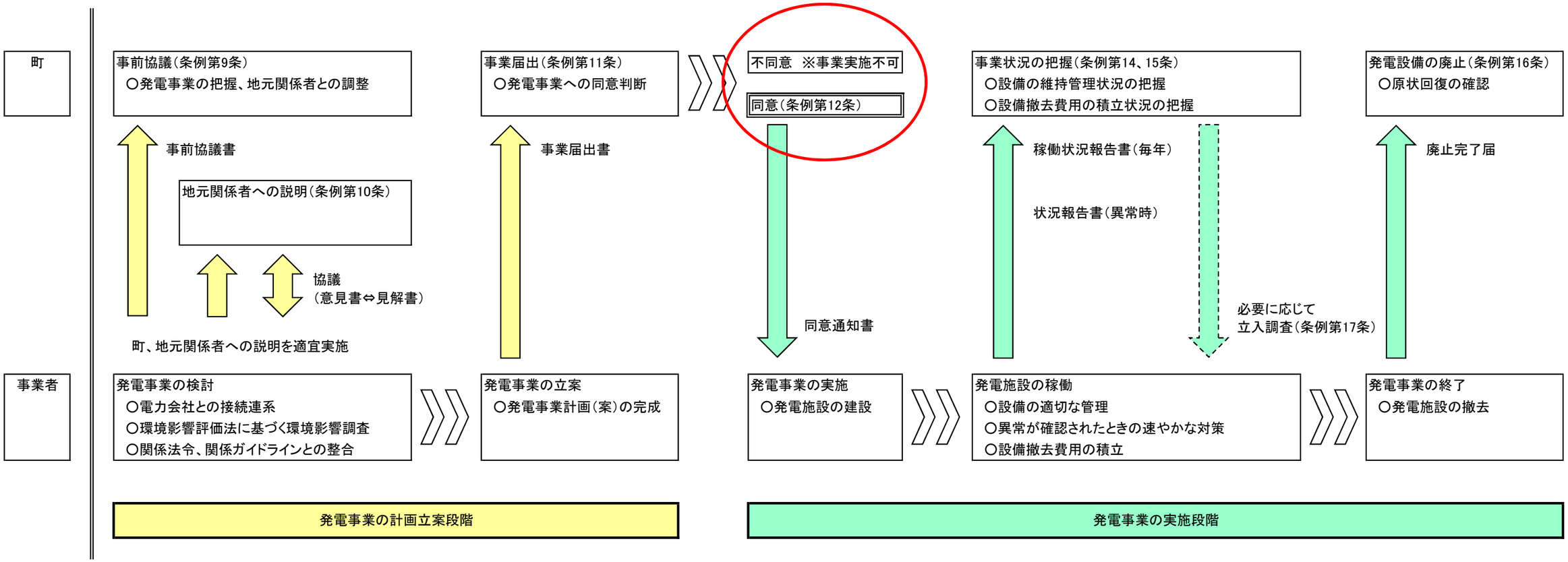
町
事業者
事前協議（条例第9条）
〇発電事業の把握、地元関係者との調整
事業届出（条例第11条）
〇発電事業への同意判断
不同意　※事業実施不可
同意（条例第12条）
事業状況の把握（条例第14、15条）
〇設備の維持管理状況の把握
〇設備撤去費用の積立状況の把握
発電設備の廃止（条例第16条）
〇原状回復の確認
事前協議書
地元関係者への説明（条例第10条）
協議
（意見書⇔見解書）
町、地元関係者への説明を適宜実施
事業届出書
同意通知書
稼働状況報告書（毎年）
状況報告書（異常時）
必要に応じて
立入調査（条例第17条）
廃止完了届
発電事業の検討
〇電力会社との接続連系
〇環境影響評価法に基づく環境影響調査
〇関係法令、関係ガイドラインとの整合
発電事業の立案
〇発電事業計画（案）の完成
発電事業の実施
〇発電施設の建設
発電施設の稼働
〇設備の適切な管理
〇異常が確認されたときの速やかな対策
〇設備撤去費用の積立
発電事業の終了
〇発電施設の撤去
発電事業の計画立案段階
発電事業の実施段階